

新型コロナウイルス感染症の市の対応について

八王子市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、別紙（4ページ）のとおり対応することとしましたので、お知らせします。（4月28日時点）

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた公共施設の利用休止及びイベント等の開催について（期間延長）

現時点で、都内における陽性患者数は、外出自粛の効果等により、ある程度は感染の拡大を抑えられている可能性があるとはいえ、依然として活動自粛を呼びかけているなど、引き続き重要な局面にある。このことを踏まえ、感染の拡大を防ぎ、感染者の増加を抑制していく観点から、利用休止及びイベント等の中止・延期及び、新規予約を受け付けない期間の延長を行う。

（1）利用休止及びイベント等の中止・延期期間

【変更後】～令和2年（2020年）5月31日（日）まで

【変更前】～令和2年（2020年）5月 6日（水・祝）まで

※上記以外の利用休止の考え方、判断基準、イベント開催時の注意事項などについては変更しない。

（2）新規予約を受け付けない期間

【変更後】令和2年（2020年）4月13日（月）から6月30日（火）まで

【変更前】令和2年（2020年）4月13日（月）から5月31日（日）まで

<問い合わせ> 都市戦略部広報課長 木村 電話042-620-7228

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言後の業務継続の基本的考え方及び各種業務形態について（期間延長）

これまで、国の緊急事態宣言を受け、業務継続の基本的考え方を明らかにし、市民生活に直結するサービスを確実に維持する体制を確保したうえで、週休日の振替や時差出勤、自宅勤務等による出勤抑制により職員の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組んできた。

国の緊急事態宣言は令和2年5月6日（水・祝）までであるが、今後の見通しは明らかとなっていない。現時点が、引き続き重要局面にあることを踏まえ、今後も一定期間にわたり、3つの「密」の回避等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の継続的な取組を進めるため、実施期間を延長する。

（1）基本的な考え方に基づく実施期間

【変更後】 令和2年（2020年）4月15日（水）から5月31日（日）まで

【変更前】 令和2年（2020年）4月15日（水）から緊急事態宣言が解除されるまで

（2）各種業務形態の実施期間

ア 職務専念義務、週休日の振替、時差出勤の免除

【変更後】 令和2年（2020年）4月9日（木）から5月31日（日）まで

【変更前】 令和2年（2020年）4月9日（木）から緊急事態宣言が解除されるまで

イ 自宅勤務

【変更後】 令和2年(2020年)4月15日(水)から5月31日(日)まで

【変更前】 令和2年(2020年)4月15日(水)から緊急事態宣言が解除されるまで

<問い合わせ>

(基本的な考え方) 総合経営部経営計画第二課長 中山 電話042-620-7306

(勤務・服務) 総務部労務課長 山野井 電話042-620-7451

3 5月7日以降の教育活動における基本的な方針について

- (1) 児童・生徒の感染防止等を目的として、臨時休業期間を令和2年5月17日(日)まで延長する。
- (2) 令和2年5月7日(木)、8日(金)に副教材や課題等を配布する個別・分散登校日を設けることを可能とする。
- (3) 令和2年5月11日(月)から15日(金)までを個別・分散登校期間として、週に1回、健康観察及び課題等の配布、回収を行う機会を設ける。
- (4) 令和2年5月18日(月)から学校での教育活動が再開できるよう準備を進める。しかし、感染状況等により再開が困難であると判断した場合は、1週間ずつ再開を遅らせる。その場合、個別・分散登校期間を1週間ずつ延長する。

ア 小学校及び義務教育学校前期課程について

【個別・分散登校期間 5月11日(月)から15日(金)】(授業日とはいたしません)

- 週に1日程度、各学年・学級ごと等で学校が決めた日を個別・分散登校日として短時間で行います。
- 健康観察及び課題の回収・配布を行います。
- 学校から配布されます『臨時休業中における昼食提供について(希望調査)』にある条件の方で希望する場合は昼食提供も行います。
- 感染予防上、保護者の方がお子様を出席させないと判断し欠席をしても、「欠席扱い」になりません。また欠席した場合は、放課後等に個別で対応いたします。
- 家庭学習は、各校から配られる学習課題や動画配信を活用して行います。
- 動画配信を確認することができないご家庭については、個別の対応を行います。

【個別・分散登校期間終了後 5月18日(月)から22日(金)】(授業日といたします)

- 授業日として、在校時間4時間程度の午前授業を行います。
- 全員に給食を提供いたします。
- 授業日ではありますが、感染予防上、保護者の皆様がお子様を出席させないと判断し欠席をしても、「欠席扱い」になりません。また欠席した場合は、放課後等に個別で対応いたします。
- 家庭学習は、各校から配られる学習課題や動画配信を活用して行います。
- 動画配信を確認することができないご家庭については、個別の対応を行います。

イ 中学校及び義務教育学校後期課程について

【個別・分散登校期間 5月11日（月）から15日（金）】（授業日とはいたしません）

○週に1日程度、各学年・学級ごと等で学校が決めた日を個別・分散登校日といたします。

○健康観察及び課題の回収・配布を行います。

○昼食提供は行いません。

○感染予防上、保護者の方がお子様を出席させないと判断し欠席をしても、「欠席扱い」になりません。また欠席した場合は、放課後等に個別で対応いたします。

○家庭学習は、各校から配られる学習課題や動画配信を活用して行います。

○動画配信を確認することができないご家庭については、個別の対応を行います。

【個別・分散登校期間終了後 5月18日（月）から22日（金）】（授業日といたします）

○授業日として、6時間授業を行います。部活動は行いません。

○給食の提供について

・デリバリーランチ方式の給食、小学校との親子給食を実施している学校は給食提供があります。

・センター方式の給食を実施する学校は、5月20日（水）は給食の提供があります。

5月18日（月）、19日（火）、21日（木）、22日（金）につきましては、弁当を持参するようお願いいたします。（5月25日（月）以降は通常どおり給食を提供いたします。）

○授業日ではありますが、感染予防上、保護者の皆様がお子様を出席させないと判断し欠席をしても、「欠席扱い」になりません。また欠席した場合は、放課後等に個別で対応いたします。

○家庭学習は、各校から配られる学習課題や動画配信を活用して行います。

○動画配信を確認することができないご家庭については、個別の対応を行います。

<問い合わせ> 学校教育部統括指導主事 上野 電話 042-620-7412

4 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた認可保育園等及び学童保育所の運営について（現状維持）

認可保育園等及び学童保育所の運営については、現状を維持した対応を継続する。

（1）認可保育園等

ア 対象施設

認可保育園、認定こども園、家庭的保育、事業所内保育、小規模保育については、引き続き規模を縮小した開園とする（現状維持）。

イ 登園自粛要請期間の変更

【変更後】令和2年（2020年）5月31日（日）まで

【変更前】令和2年（2020年）5月 6日（水）まで

ウ 保育料

登園自粛した場合は、日割り計算により減免し、還付する。

エ 保護者・各施設への周知

令和2年（2020年）4月30日（木）通知書発送予定。

(2) 学童保育所

ア 開所施設

原則1小学校に1施設とし、引き続き、規模を縮小した開所とする（現状維持）。

イ 登所自粛要請期間の変更

【変更後】令和2年（2020年）5月30日（土）まで

【変更前】令和2年（2020年）5月 2日（土）まで

ウ 保育料

登所自粛で全休した場合は、「欠席届」の提出が事後であっても保育料を徴収しない。

エ 保護者・施設への周知

令和2年（2020年）4月30日（木）通知書発送予定。

※国の緊急事態宣言又は都の緊急事態措置の解除等の状況により、変更する場合がある。

<問い合わせ>

（認可保育園等） 子ども家庭部保育幼稚園課長 吉森 電話042-620-7247

（学童保育所） 子ども家庭部児童青少年課長 小池 電話042-620-7246